

議案第 93 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 5 第 1 項中「次に掲げる寄附金」を「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次項に規定する寄附金を除く。）」に改め、同項各号を削る。

附則第 8 項第 15 号を削り、同項第 14 号を同項第 15 号とし、同項第 13 号中「附則第 15 条第 25 項第 3 号」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する条例で定める割合 14 分の

11

附則第 8 項第 16 号中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」

に改め、同項第 17 号中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項中第 21 号を第 22 号とし、第 20 号を第 21 号とし、同項第 19 号中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項第 18 号中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同号を同項第 19 号とし、同項第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18) 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合 3 分の 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の 5 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 11 号に定める日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の条例（以下「新条例」という。）第 23 条の 5 第 1 項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

3 新条例附則第 8 項第 12 号の規定は令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について、同項第 18 号の規定は同年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

- 4 令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された改正法第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２５項第１号ニに規定する特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定めること、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とすること等のため、この条例を制定するものである。